

別表(第2条関係)

区分	対象	補助率	限度額
防災倉庫の整備に必要な経費	防災活動に必要な防災資機材を収納する倉庫の整備費 購入、新築、改修、修繕	1/2	250,000円 (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
土のうの整備に必要な経費	水防活動に必要な土のうの作製経費及び保管のために必要な備品の調達に係る経費 土のう(袋、砂、作製を業者委託も可)、パレット、防水遮光シート、ロープ、カゴ	1/2	100,000円 (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
防災資機材の購入に必要な経費	消火用具	1/2	100,000円 ただし、500世帯を超える町会は、100,000円に世帯(500世帯超過分)×200円を加算した金額を限度額とする。 (当該年度4月1日現在の世帯とする。) (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
	救出用具		
	救護用具		
	避難用具		
	給食・給水用具		
	水防用具		
防災訓練又は防災知識啓発活動に必要な経費	防災訓練・研修	1/2	50,000円に世帯割として1世帯当たり100円を加算した金額を限度額とする。 (当該年度4月1日現在の世帯とする。) (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
	防災マップ		